

物 件 調 書

物件番号 1110

所 在 地		香川県丸亀市垂水町字中代636番 外1筆							
住 居 表 示									
現 況 地 目 及び面積等		宅地	652.76㎡				工作物	—	
							立木竹	—	
登 記 簿 記載事項	地番	636番	635番2						
	地目	宅地	宅地						
	数量	560.26㎡	92.50㎡						
接面道路 の 状 況		東側 舗装市道 幅員約 2.6～4.5 m (法第42条第2項道路)							
法 令 に 基 づ く 制 限	建 築 基 準 法	都市計画区域内（非線引）							
		用途地域	指定なし						
		地域・地区	特定用途制限地域（幹線沿道一般型）						
		建 蔽 率	70%						
		容 積 率	200%						
		高度制限	指定なし						
		防火指定	指定なし						
	そ の 他	都市再生特別措置法第88条、108条 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条							
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
			道路後退	無	負担の内容	下記参考事項欄のとおり			
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無			
	電 気	接面道路配線	有	—		—			
	公営水道	接面道路配管	有			無			
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定			
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定			
交通機関	鉄道等 バ ス	琴平電鉄琴平線 羽間駅の 北西方 約3.8km 徒歩48分 琴参バス 垂水団地バス停の 南西方 約0.2km 徒歩3分							
公共施設	丸亀市役所		垂水小学校		南中学校				
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。								

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部箇所（明細図A・B）は境界標がありますが、それ以外の箇所については未設置又は欠落しております。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎公図の位置関係では、636番と635番2の間に丸亀市所管農道がありますが、現況各敷地と一体となっており、確認できません。

◎敷地東側市道とは水路上に一部架けられたコンクリート床版を介して概ね等高に接しています。

◎敷地（636番）北東角付近に設置されている止水栓が東側丸亀市所管水路に越境していますが、管理者との間で確認書等を取り交わしておりません。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎敷地（636番）東側境界付近に存在する土留、コンクリートスロープ、コンクリート塀、コンクリートブロック塀、コンクリート基礎については、売却対象ですが、東側丸亀市所管水路に越境しており、管理者との間で確認書を取り交わしておりません。当該工作物について、補修や引き続き利用する場合は、水路の使用について許可申請が必要になります。詳細については、丸亀市農林水産課にご照会ください。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎敷地（636番）北側隣接地（638番2）のコンクリート基礎が本地及び東側丸亀市所管水路に越境していますが、隣接者及び管理者との間で確認書を取り交わしておりません。補修等を行う場合は、隣接地所有者及び管理者と協議してください。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎敷地（636番）北東側境界付近のコンクリート床版については、丸亀市道の認定範囲に入っているため、コンクリート床版が架かっている箇所は、道路台帳上の幅員が4.5メートルになります。敷地（635番2）東側境界付近のコンクリート床版については、丸亀市道の認定範囲には入っておりません。（問い合わせ先：丸亀市建設課）

◎敷地（636番）は市道認定範囲のコンクリート床版を介して市道に接しているため、建築基準法の接道要件は満たしておりますが、敷地（635番2）は市道との間に現況幅員約2メートルの開渠水路が介在するため、建築基準法上の接道は不可となります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）

◎東側市道は幅員が4.0メートル未満であるため、建築基準法第42条第2項道路に該当しますが、現況幅員約2メートルの開渠水路が介在するため、道路後退の必要はありません（敷地の減歩はありません）。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）

◎本地は、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）

◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：香川県建築指導課開発・盛土規制室）

◎本地は以前、住宅の敷地でした。

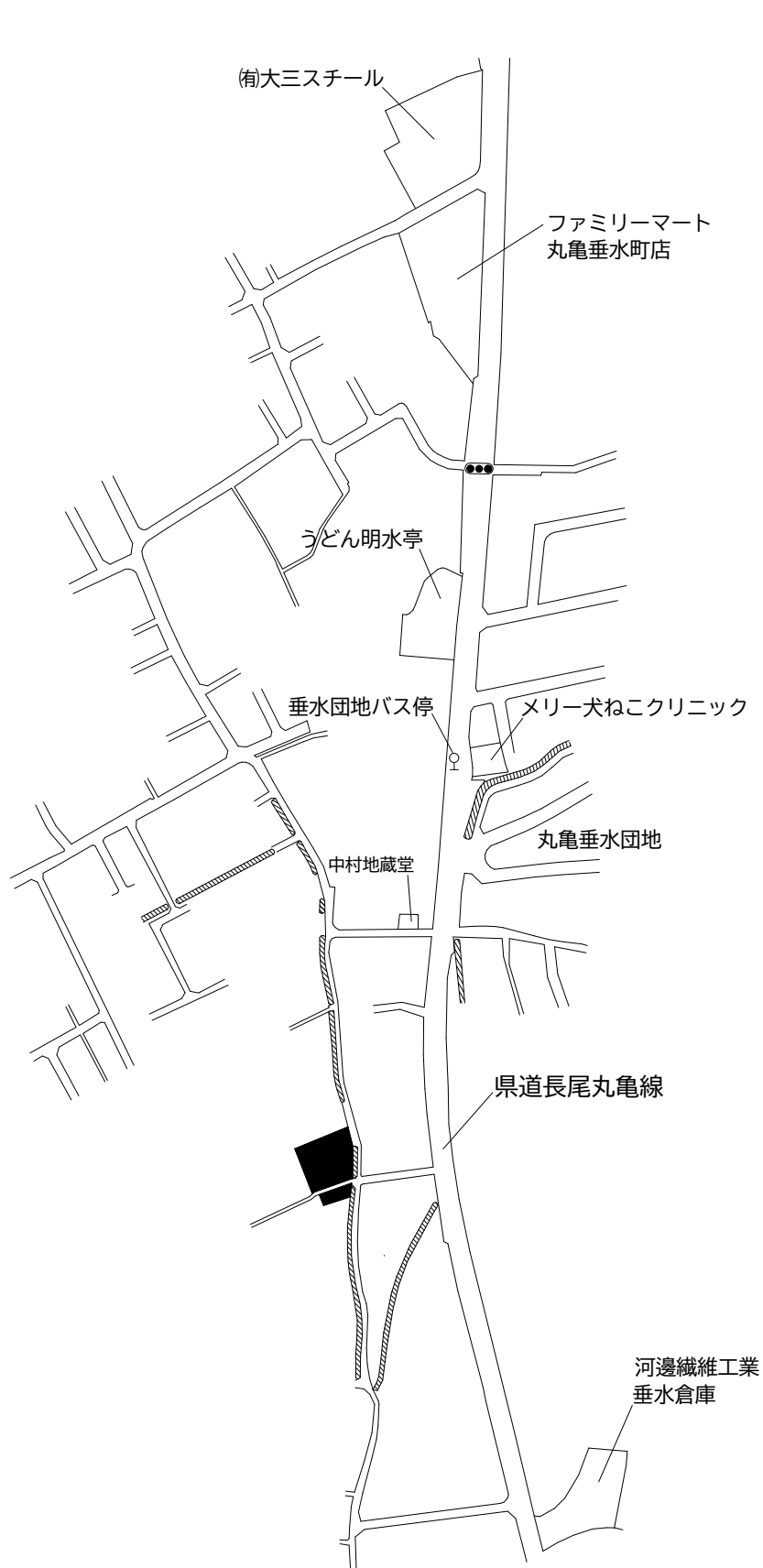
◎本地を含む周辺地域は、丸亀市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、丸亀市危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案

内

図



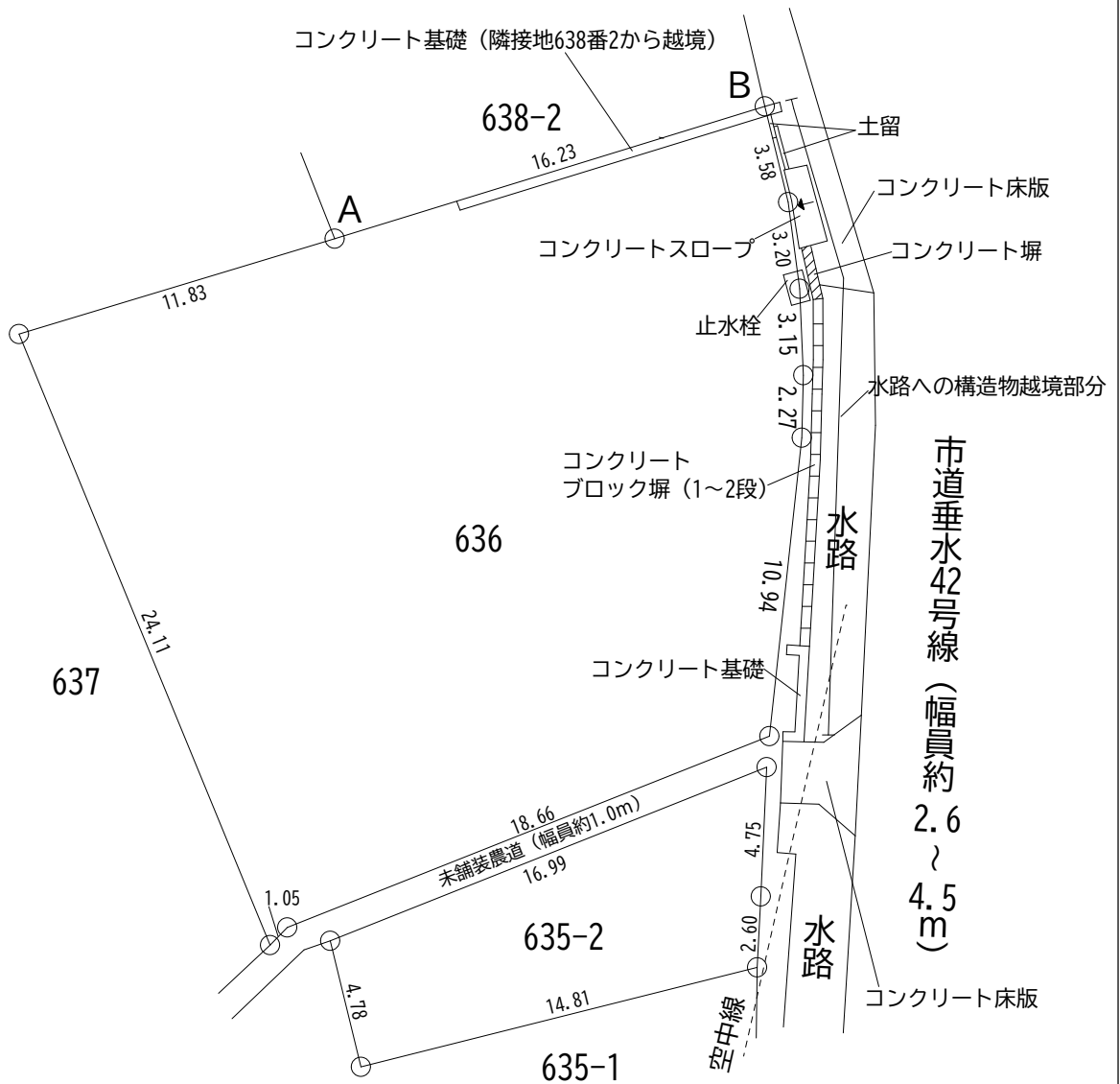
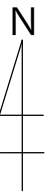
売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明

細

図



単位：m

現 況 写 真

